

垂水市地域公共交通活性化協議会規約

平成 21 年 2 月 16 日制定

(設置)

第1条 垂水市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 5 条第 1 項、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号。以下「国庫補助要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「運送法省令」という。）第 4 条の 2 の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項
- (3) 前 2 号以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要なその他の事項

2 協議会は、事務所を鹿児島県垂水市上町 114 番地に置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通法及び国庫補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整並びに交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (2) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関する事（自家用有償旅客運送を含む）。
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項の協議等に関する事。

2 前項各号に係る協議会での協議等においては、垂水市地域公共交通運賃協議会設置規約に基づく垂水市地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 垂水市長又はその指名する者
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
 - (4) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
 - (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
 - (6) 住民又は利用者を代表する者
 - (7) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
 - (9) 道路管理者又はその指名する者
 - (10) 鹿児島県警察鹿屋警察署長又はその指名する者
 - (11) 鹿児島県総合政策部交通政策課長又はその指名する者
 - (12) 垂水市内において自家有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
 - (13) 学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要との申出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に、会長（1名）及び監査委員（2名）を置く。

- 2 会長は垂水市長又はその指名する者もって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。
- 5 監査委員は、委員の中から選任する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査等の監査事務を行う。
- 7 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 協議会は、原則として公開とする。
- 11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の特例)

- 第6条** 会長は、協議会の議事について特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い合わせ、協議会に代えることができる。
- 2 前条第9項の規定は前項の場合において準用する。

(協議結果の取扱い)

- 第7条** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

- 第8条** 第2条各号に掲げる事項について、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会の分科会を置くことができるものとする。
- 2 前項に基づき、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第2条各号に掲げる事項について分科会で協議が調った場合は、協議会に報告の上、その可否に関して諮ることとする。

(事務局)

- 第9条** 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、垂水市企画政策課に置く。

- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 10 条 協議会の運営に関する経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 12 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。